

姫路市日本酒の振興及び日本酒を活用した地域観光の促進による
地域の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、播磨地域の歴史と伝統に育まれた地域資源である日本酒を振興するとともに、日本酒を活用した地域観光を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、日本酒による乾杯の普及その他日本酒の振興及び日本酒を活用した地域観光の促進に取り組むものとする。

2 市は、日本酒が播磨地域の歴史に根ざし、その原料となる酒米が播磨地域の特産品であることに鑑み、前項の取り組みを行うにあたっては、播磨地域の他の市町との連携に努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 日本酒の生産を業として行う者（以下「事業者」という。）は、日本酒の振興及び日本酒を活用した地域観光の促進に主体的に取り組むものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が取り組む日本酒の振興及び日本酒を活用した地域観光の促進に協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。